〇札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則

平成17年7月21日規則第44号

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（美化推進重点区域標識等の設置）

第2条　市長は、条例第11条第1項の規定により美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）を指定したときは、当該重点区域内に美化推進重点区域標識及び美化推進重点区域図を設置するものとする。

（重点区域の指定等の告示）

第3条　条例第11条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。第5条において同じ。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）　重点区域の名称

（2）　重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲

（3）　重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

（喫煙制限区域標識等の設置）

第4条　市長は、条例第12条第1項の規定により喫煙制限区域を指定したときは、当該区域内に喫煙制限区域標識及び喫煙制限区域図を設置するものとする。

（喫煙制限区域の指定等の告示）

第5条　条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）　喫煙制限区域の名称

（2）　喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲

（3）　喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

（散乱等防止指導員）

第6条　たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2　指導員は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

3　指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証（様式1）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（過料）

第7条　市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ告知書（様式2）により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

2　前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書（様式3）を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

3　市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書（様式4）を交付するものとする。

（適用上の注意）

第8条　条例及びこの規則の適用に当たっては、本市域内における表現の自由その他基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

（委任）

第9条　この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第7条、次項から附則第4項まで及び様式2から様式4までの規定は、同年10月1日から施行する。

2　札幌市公印規則（昭和31年規則第3号）の一部改正〔省略〕

3　札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部改正〔省略〕

４　札幌市会計規則の特例に関する規則（昭和29年規則第45号）の一部改正〔省略〕

附　則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

様式１

（表）

第　　号

札幌市散乱等防止指導員証

所　　属

氏　　名

生年月日

（顔写真）

上記の職員は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則第6条に規定する散乱等防止指導員であることを証明する。

年　　月　　日

札幌市長　　印

12cm

9cm

（裏）

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）

（たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止）
第7条　何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。
（公共の場所における飼い犬のふんの回収）
第10条　飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。
（喫煙制限区域内における喫煙の制限）
第13条　何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。
（罰則）
第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。
(1)　重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者
(2)　第13条の規定に違反した者
第19条　第7条又は第10条の規定に違反した者（前条第1号に該当する者を除く。）は、2万円以下の過料に処する。

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則（抜粋）

（散乱等防止指導員）
第6条　たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。
2　指導員は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。
3　指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証（様式1）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（過料）
第7条　市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ告知書（様式2）により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。
2　前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書（様式3）を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。
3　市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書（様式4）を交付するものとする。

様式２

整理番号第　　号
年　　月　　日

告　　知　　書

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

札幌市長　　印

あなたが行った下記の行為は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年札幌市条例第44号。以下「条例」といいます。）の規定に違反し、条例第　条に定める過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

記

行為日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分ころ
行為場所	札幌市　　区
行為内容	□　吸い殻及び空き缶等の投げ捨て（条例第7条違反） □　美化推進重点区域内 □　美化推進重点区域以外 （□たばこの吸い殻　□空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器　□包装袋　□チューインガムのかみかす　□紙くず） □　公共の場所における飼い犬のふんの未回収（条例第10条違反） □　美化推進重点区域内 □　美化推進重点区域以外 □　喫煙制限区域内の公共の場所における喫煙（条例第13条違反） （□　歩行中　□　吸い殻入れ未設置）

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3（その1）

弁　明　書

年　　月　　日

（あて先）　札幌市長

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐　告知のとおり認め、弁明することはありません。

☐　下記のとおり弁明します。上記事実については、☐　覚えがありません。
☐　誤りがあります。

☐　明日から起算して10日以内に様式3(その2)により弁明します。

備考

1　この様式は、告知した当日に使用する。

2　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式３（その２）

弁　明　書

年　　月　　日

（あて先）　札幌市長

以下のとおり、弁明書を提出します。

（弁明者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人を選任した場合）（代理人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

弁明の対象となる違反行為

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例第　　条の規定による過料処分について

弁明の内容

弁明書の提出期限	年　　月　　日（　　）
弁明書の提出先 （お問い合わせ先）	
備　　考	口頭による弁明の場合 出頭日時：　　年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 出頭場所：上記弁明書の提出先

注意事項

1　証拠書類の提出について

弁明書と併せて、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、弁明書の提出期限までに提出してください。

2　代理人について

あなたに代わって、弁明の機会の付与の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

3　期限までに弁明書の提出のない場合又は出頭日時に出頭しない場合は、弁明の機会を失います

9。

備考

1　この様式は、告知した翌日以後に弁明をする場合に使用する。

2　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式４

整理番号第　　号

年　　月　　日

過料処分決定通知書

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

札幌市長　　印

あなたが行った下記の行為は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年札幌市条例第44号。以下「条例」といいます。）の規定に違反するため、条例第　条の規定に基づき、下記のとおり過料の支払を命じます。

記

行為日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分ころ
行為場所	札幌市　　区
行為内容	□　吸い殻及び空き缶等の投げ捨て（条例第7条違反） □　美化推進重点区域内 □　美化推進重点区域以外 （□たばこの吸い殻　□空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器　□包装袋　□チューインガムのかみかす　□紙くず） □　公共の場所における飼い犬のふんの未回収（条例第10条違反） □　美化推進重点区域内 □　美化推進重点区域以外 □　喫煙制限区域内の公共の場所における喫煙（条例第13条違反） （□　歩行中　□　吸い殻入れ未設置）
過料額	円
備考	

備考

1　この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。

2　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

一部改正〔平成28年規則15号〕